

○暫定開放広場利用の基本ルール

利用に際し、以下の行為は原則禁止です。

- ・営利行為をすること（サッカー、野球教室などを含む）
- ・募金その他これらに類する行為をすること
- ・広場等を破損し、または汚損すること
- ・張り紙もしくは張り札をし、または広告を表示すること
- ・近隣に迷惑をかける行為をすること
- ・他の利用者の利用を妨げること
- ・広場内及び隣接する路上で喫煙すること
- ・広場内での飲酒すること
- ・犬や猫などと一緒に広場内に入ること
- ・硬いボールやバット、スパイク等の使用すること
- ・火気（花火を含む）の使用すること
- ・管理車両を除く自動車の乗り入れ又は駐停車すること
- ・その他管理者が不適切であると認める行為をすること